(書式1-3-2-2)

遺留分減殺請求の相手方を指定する遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

- 第1条 遺言者は、その有する預貯金の全てを、妻(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生) 及び長男(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)に対し各2分の1の割合で相続させる。
- 第2条 遺言者は、前条の預貯金を除く遺言者の有する不動産を含む一切の財産 を、長男 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生) に相続させる。
- 第3条 遺言者は、遺留分の減殺は、長男に相続させる財産からすべきものと定 める。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

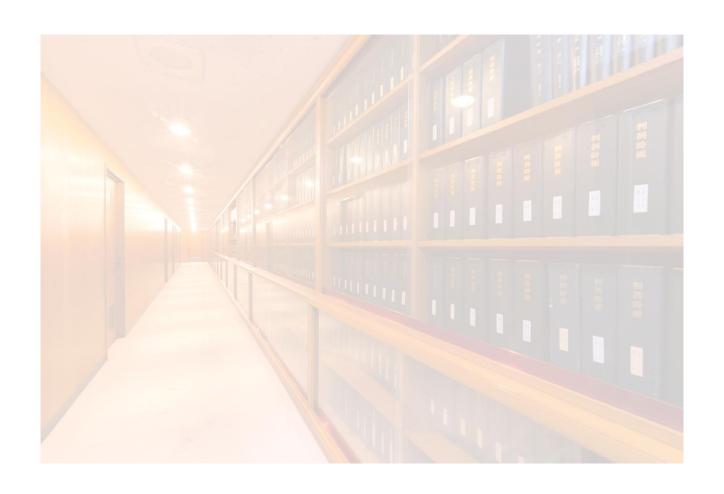
○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

第3条は、民法第1034条但書の意思表示であるが、「相続させる」遺言 も、減殺請求に関しては、遺贈と同順序と解される。

減殺の順序については、対象となる財産のみならず、相手方によっても定めることができる。



*遺言書の詳細は、https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/ をご覧下さい。 弁護士法人朝日中央綜合法律事務所